

# 平成 22 年度当初予算編成に向けた事業見直し（案） にかかると市町意見等および県の考え方

## 目 次

全般的事項	1
知事直轄組織関係	6
総務部関係	7
県民文化生活部関係	8
琵琶湖環境部関係	11
健康福祉部関係	17
商工観光労働部関係	29
農政水産部関係	31
土木交通部関係	39
警察本部関係	45
教育委員会関係	46

## 平成 22 年度当初予算編成に向けた事業見直しにかかる市町意見等および県の考え方

項 目 名	全般的事項
所管部局・課室名	

市 町 名	市 町 の 意 見	県 の 考 え 方
12 市町	<p>財源不足に陥った原因やその責任を明確にし、これまでに行ってきた見直しの成果の検証や評価を含め、県が誠意と責任を持って県民や市町に説明すべき。</p> <p>その際、財政難の不安を煽るだけでなく、県の将来像も含め、理解を得るための説明責任を果たすべき。</p> <p>また、一方的な補助制度の削減・廃止ではなく、県民および各市町への合意をもって物事が決定するよう対応すべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本県ではこれまでから数次の財政改革への取り組みを行ってきたが、三位一体改革の影響や昨今の経済情勢による税収の減少などにより、非常に厳しい財政状況となっています。</li> <li>・ 今後の収支見通しにおいては、来年度は 230 億円、平成 23 年度以降も 300 億円を超える財源不足が見込まれています。</li> <li>・ 一方で、財源調整的な基金の残高は 50 億円程度となり、こうした状況を考え合わせると、本県の財政状況はまさに「危機的な状況」にあります。</li> <li>・ このため、今回、現行の財政構造改革プログラム等以上の見直しをお願いすることとしたところであり、県民の皆さんや市町、関係団体の皆さん等へ影響を与えるのは心苦しいが、これらに取り組まなければ平成 22 年度の収支を均衡させるのは非常に困難な状況であり、ご理解をお願いします。</li> <li>・ 県の置かれている厳しい財政状況や今回の見直し案については、あらゆる機会をとらえ、県民の皆さんや市町、関係団体の皆さんにご説明申しあげ、ご理解を得よう努めていくとともに、皆さんのご意見を十分にお聞きしながら、最終的な判断をしまいたい。</li> </ul>

## 平成 22 年度当初予算編成に向けた事業見直しにかかる市町意見等および県の考え方

	<p>職員の給与や手当等の額、定員などにさらに踏み込む等の姿勢は示されておらず、「危機感」が伝わってこない。県自らが「痛み」を伴う歳出削減策を率先して提示すべき。</p> <p>平成 22 年度については県の未利用地の売却などを財源としているが、その後に同じ財源が求められるのか疑問である。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 本県の職員は、類似県と比較しても少ない職員数で、精一杯の取り組みに努めてきているところであり、給与の面も独自カットを続けてきています。</li><li>・ 現在の財政構造改革プログラムでは、平成 22 年度まで給与カットを行うとともに、3年間で 300 人以上の定数削減を実施することとしております。</li><li>・ 併せて、県民の皆さんや市町の皆さんにも、これまでの人件費削減の取組状況などを、わかりやすく説明し、ご理解を得られるよう努めていきたいと考えています。</li><li>・ 県有財産の有効活用を図るとともに、未利用となっている土地については売却を進めることとしています。</li><li>・ 併せて、税等の収入未済額の縮減、県有財産の有効活用による広告料収入の確保なども含めて、歳入確保の努力にも精一杯努めているところです。</li></ul>
--	---	---

## 平成 22 年度当初予算編成に向けた事業見直しにかかる市町意見等および県の考え方

	<p>市町が行う補助の裏打ち補助ではなく、原則直接補助もしくは市町の支出に左右されない基準による補助形態に転換すること等の改善を行い、改めて市町との議論を重ねたうえで実施すること</p> <p>自治振興交付金などは、市町が行う事業に県が補助(交付金)する形態であるため、県の削減分を市町が一般財源から捻出し負担するか、あるいは制度を改正し削減分の負担を県民に求めれば、その説明は市町が県民に対して説明を行うことになり、県が説明責任を果たしているとは受け取れない。</p> <p>各市町の自治体経営に関する提案を聞く場が必要であると思われるので、文書照会ではなく会議方式での意見を聞くべきであり、早急にこのような場が設置されたい。</p> <p>その会議では、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・平成 22 年度予算編成に向けた事業の中で、新規、拡大、継続、削減、縮小、廃止といった事業分類をまず明確にすべき。</li><li>・あわせて知事のマニフェストとの関連及び整合性についても明確にすべき。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 県から市町への補助金の見直しに伴い、市町の施策の水準等をどのようにしていくかなど、難しいご判断や対応をお願いせざるを得ないのは、心苦しい限りですが、今回の事業見直しに取り組まなければ、平成 22 年度の収支を均衡させるのは極めて困難な状態であり、ご理解をお願いします。</li><li>・ また、県においても、厳しい財政事情や今回の事業見直し案の内容等について、関係団体などを含めて、ご説明等を行っているところであり、ご理解をいただけるよう引き続き努めてまいります。</li><li>・ 10 月 14 日に市町会議を開催させていただき、ご意見を伺い、引き続き、行政懇談会等においても、意見交換を行わせていただいたところであり、皆様のご意見を十分にお聞きしながら、最終的な判断をしてみたい。</li><li>・ 平成 22 年度予算編成における新規、拡大等の取り組みについては、国予算の動向等も踏まえながら、今後の予算編成の中で検討していきたいと考えているところであり、ご理解をお願いします。</li></ul>
--	--	--

## 平成 22 年度当初予算編成に向けた事業見直しにかかる市町意見等および県の考え方

	<p>今回の事業見直し案は、市町（ひいては県民）に対して、過大な負担転嫁をなされているのではないかと懸念されている。</p> <p>県が基本理念としている「未来を拓く共生社会」の根幹となる県自身の責任を果たしているとはいえない内容である。</p> <p>市町財政に影響を及ぼす項目には、県が市町を牽引する形で進めてきた事業にかかる県負担分も含まれている。</p> <p>世界的な景気後退の影響を受けているのは市町も同じであり、将来にわたって持続可能な財政基盤を構築していかなければならないのは、県と市町の共通の目標であって、その目標に向けて相互理解のもと、協働して取り組んでいかなければならない。</p> <p>今回の事業見直し案については、個別の経緯や状況、地域性などに十分配慮願いたい。</p> <p>これまで県と協議を進めてきた事業で、準備が整っているものについては特に配慮願いたい。</p> <p>苦渋の選択により具現することとなった合併にもかかわらず、現行以上に県事業の見直しが継続、拡充することになれば、合併効果はもとより新市財政運営に大きな支障が出ることは必至であり、到底これを容認することはできないものである。</p> <p>同じ県民が暮らす自治体として、合併しない町・合併できなかった町と合併市町との間に不公平が生じないよう、合併していない町に対して必要な配慮もしくは財政支援を講じられることを強く要望する。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 今回の事業見直しについては、県財政が「危機的な状況」にある中で、まさに苦渋の選択として、見直しを行わせていただくというものです。</li><li>・ これまで、県として、また市町の皆さんとの連携や協力のもとでもと取り組んできた施策などについて、見直しを提案させていただくのは、県としても断腸の思いです。</li><li>・ しかしながら、これまでの取り組みを 100%引き続いて実施していくのは困難であり、全体を見る中で、施策の重点化を図り、守るものは守っていきたいと考えているところであり、ご理解をお願いします。</li><li>・ また、併せて、地方の税財源の充実強化について、引き続き国に対して強力に要請を行ってまいりたいと考えています。</li><li>・ 個別の経緯や状況などについては、それぞれの見直し内容において、可能な限り踏まえさせていただいているところであり、見直し後の事業執行においても、できるだけ配慮等を行っていきたいと考えています。</li></ul>
--	---	--

## 平成 22 年度当初予算編成に向けた事業見直しにかかる市町意見等および県の考え方

	<p>造林公社に係る旧農林漁業金融公庫の処理問題に対処するための見直しは、県の行財政運営の計画の誤りの負担を県民に転嫁しているものであり、財政構造改革として処理するのは疑問である。</p> <p>県民の期待を裏切ることのないよう知事選におけるマニフェストの履行を強く望む。</p> <p>事業見直しに伴う財源不足に対する基金の一般財源化については、新幹線基金をもって行うことを既成事実化されているものと受け止めざるを得ない。</p> <p>諸プランの内容や実現性・必要経費等が明らかにされないまま、また、それについての関係者の理解を得ていない状況にもかかわらず、当該基金の一般財源化ありきの姿勢で物事を進めて行かれるような事が無いよう強く申し入れる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 造林公社の弁済能力を高め、県民の皆さんの負担を少なくしていくために、精一杯の努力を行い、県としての責任を果たしていく必要があると考えています。</li> <li>・ また、全国共通の構造的要因によるものであることから、関係府県とも連携して、既往債務問題の抜本的な解決に向け、国に対して引き続き働きかけてまいります。</li> <li>・ マニフェストとして県民の皆さんにお約束したことは、実現できるように全力を尽くしており、マニフェストどおりにできていないものは、その理由なども含めて、マニフェストの取組状況をご説明させていただいているところであります。</li> <li>・ 引き続き、マニフェストの実現に向けて精一杯取り組んでまいります。</li> <li>・ 新幹線新駅問題については、栗東市、地元自治会、関係市とも具体的な話し合いを続けて、諸課題に一定の方向性が見えてきたことから、所要経費を見極め、11月議会に新たな基金の設置について提案したところであります。</li> </ul>
--	---	---

## 平成 22 年度当初予算編成に向けた事業見直しにかかる市町意見等および県の考え方

項 目 名	原子力防災対策
所管部局・課室名	知事直轄組織 防災危機管理局

市 町 名	市 町 の 意 見	県 の 考 え 方
1 市町	<p>現行のモニタリングポストの保守管理費の経費を縮減することになっているが、県内に設置されているポスト4基の廃止はすべきでない。</p> <p>モニタリングカーの設置が今以上に安全対策上ベストな方法なのか疑問が残る。今後どのように配置され、どのようにデータ観測を行うのか、対象市町に事前説明を願い、両者の了解のもとで見直し対応を願いたい。</p>	<p>国の防災指針では、滋賀県はEPZ外にあり人体に影響を及ぼすおそれはないとされるが、住民の安心感、風評被害を防ぐ観点から県内の平常時の状態について平成14年度から7年間にわたりモニタリングポストのデータ収集を進め、当初の目的を達成したところです。</p> <p>今後は蓄積されたデータを基に機動性のあるモニタリング車により定期的な観測を行うとともに、4カ所の定点観測地点以外においても観測が可能となります。</p> <p>モニタリング車は県庁に配備し、週1回の回数で環境放射線観測する予定です。計画の概要についての、住民の皆さんに対する説明については、地元市町と協議しながら対応させていただきたいと考えています。</p>

## 平成 22 年度当初予算編成に向けた事業見直しにかかる市町意見等および県の考え方

項 目 名	市町合併支援特例交付金
所管部局・課室名	総務部・自治振興課

市 町 名	市 町 の 意 見	県 の 考 え 方
1 市町	<p>合併の諸準備に各分野で多額の経費を要しており、この交付金をこれらの経費に充当する計画であったため、見直しは、額も高額であることから、新市のまちづくりに大きな負担となる。見直しの修正を願う。</p>	<p>構想の見直しに伴う市町合併支援特例交付金の削減は、湖東地域以外の地域には影響はないものです。</p>



## 平成 22 年度当初予算編成に向けた事業見直しにかかる市町意見等および県の考え方

項 目 名	土地利用規制等対策費交付金
所管部局・課室名	県民文化生活部 県民生活課

市 町 名	市 町 の 意 見	県 の 考 え 方
3市町	<p>均等割の廃止については、あまり影響はないが、県の事務を市町が行っているものであり、これ以上の削減がある場合は、事務の返上も検討せざるを得ない。</p> <p>啓発指導業務は、日常的な窓口業務および電話対応等においても届出等の啓発・指導を行っており、それにかかる職員の人件費等の経費が発生していることから、今後も均等割分についても交付金の対象とされるべき。</p> <p>啓発指導等が十分できなくなることが懸念されるので、一律に削除することはやめていただきたい。</p>	<p>基本的に届出受付事務にかかる経費は必要なものと考えており、そのための経費については削減対象にはしておりません。</p> <p>また、土地の利用目的審査は、地元で直接かわる市町の事務でもあることから、ご理解をお願いしたい。</p> <p>啓発指導等の必要性は十分認識していますが、限られた予算の効率的配分を行うにあたり、実際の届出受付事務にかかる経費を交付金の対象にしたいと考えています。</p> <p>日常的な窓口業務や電話対応等における啓発指導等についても、円滑に効率的よく行っていただけるよう、今後も必要なパンフレット、資料の提供などを行いたいと考えています。</p>

## 平成 22 年度当初予算編成に向けた事業見直しにかかる市町意見等および県の考え方

項 目 名	地籍調査費補助金
所管部局・課室名	県民文化生活部 県民生活課

市 町 名	市 町 の 意 見	県 の 考 え 方
1 市町	<p>県内においても今後ますます増大する土地情報の整備に対処する為にも、地籍調査事業の早期進捗は必要不可欠である。</p> <p>国土交通省においてはむしろ毎年 1 億円に及ぶ剰余金が出ており、この削減額については、見直すよう要望する。</p>	<p>地籍調査事業は境界紛争の未然防止や万一の災害時等で迅速な対応が可能になるように、行政にとって重要な役割であると認識しています。</p> <p>このため、各市町からの調査実施要望集落については、先送りすることは行わず、全要望集落を基本的に採択して、調査工程の進捗調整により対応していきたいと考えています。</p>

項 目 名	隣保館整備事業費補助金
所管部局・課室名	県民文化生活部 人権施策推進課

市 町 名	市 町 の 意 見	県 の 考 え 方
1 市町	<p>整備計画の進捗に大きく影響があるものと懸念され、地元との協議も再度調整が必要となる事態も想定される。</p> <p>本事業の採択数の減少等、補助事業縮小について再考されたい。</p>	<p>隣保館整備事業費補助金については、各市町における今後の整備計画を考慮した上で見直しを行っており、今後も計画のある市町と調整しながら、各市町の計画に大きな影響を及ぼさないよう努めてまいりたい。</p>

## 平成 22 年度当初予算編成に向けた事業見直しにかかる市町意見等および県の考え方

項 目 名	県民活動支援の総合推進
所管部局・課室名	県民文化生活部 県民活動課

市 町 名	市 町 の 意 見	県 の 考 え 方
1 市町	<p>NPOへの事業委託等の取組みを進めるためには市域だけでなく、県域でのNPOの情報が必要とされてくるケースが多々出てくる。</p> <p>最近ではNPOに関する市民からの問い合わせが増えており、このサイトを紹介させていただくことが多くあることから県域の情報媒体である事業が廃止されることは大きな影響が懸念されるため、事業継続を願いたい。</p>	<p>県内のNPO情報を掲載している「協働ネットしが」は、今回の事業見直しにおいて外部委託から県直営のホームページに掲載場所を単に変更するだけであり、ご意見のような影響は生じないと考えています。</p>

## 平成 22 年度当初予算編成に向けた事業見直しにかかる市町意見等および県の考え方

項 目 名	廃棄物処理施設整備事業促進交付金
所管部局・課室名	琵琶湖環境部 循環社会推進課

市 町 名	市 町 の 意 見	県 の 考 え 方
4 市町	<p>廃棄物処理施設は、地域住民の生活の維持に必要不可欠な存在であり、その整備事業自体は廃止することのできない事業である。</p> <p>それら施設の建替え等の大型事業を順次計画していることから、多額の事業費の投入が予想されるため、必要性を認識いただき、来年度以降の継続を要望する。</p> <p>本市では、新しい一般廃棄物処理施設整備事業を喫緊の課題と位置づけ、早期実現に向けた検討・調査業務に着手している。</p> <p>県南部地域広域処理システムの計画中止に加え、滋賀県廃棄物処理計画等において位置づけられている広域化計画の推進にあたり、県として率先した関係市との連携・調整されることについて、大きな期待を寄せていた。</p> <p>今回、市単独による施設整備を計画せざるを得なかったことに対して、今後の市の施設整備計画に対して、県として責任を果たされるべく、強力な支援・指導を期待する。</p> <p>県廃棄物処理施設整備事業促進市町交付金の存続と併せて、国の循環型社会形成推進交付金の円滑な手続き、さらに他の財政面およびソフトウェア面（情報提供など）についても、支援を賜りたい。</p> <p>一般廃棄物処理施設の容量不足等が今後の課題である。また、焼却施設については長寿命化に向けた取り組みも課題となっていることから、制度の継続を願いたい。</p>	<p>一般廃棄物処理施設の整備には多額の事業費を要することから、県では、国の交付金に上乗せして、事業費の支援を行ってきたところです。</p> <p>こうした中で、国の交付金については、平成 17 年度に支援率が 1 / 4 から 1 / 3 に引き上げられ、また、平成 21 年度には、高効率ごみ発電施設の支援率を 1 / 2 に嵩上げするなど充実が図られていることから、県の厳しい財政事情のもと、県費助成については見直しをさせていただくものです。</p> <p>県では、一般廃棄物の処理に支障を来すことなく、円滑に施設整備が推進されるよう、情報提供、技術的助言、国との連絡調整など、最大限ソフト面での支援を行っていきたいと考えているところであり、ご理解をお願いします。</p>

## 平成 22 年度当初予算編成に向けた事業見直しにかかる市町意見等および県の考え方

項 目 名	浄化槽設置整備等事業費補助金
所管部局・課室名	琵琶湖環境部 循環社会推進課

市 町 名	市 町 の 意 見	県 の 考 え 方
9 市町	<p>当該事業は、「平成 22 年度滋賀県県政経営の基本方針」の重点テーマのひとつである「琵琶湖を守り、地球を守る」、「琵琶湖の水環境および生態系の保全と再生に向けた取組みの推進」に係る重要な施策であり、市町も厳しい財政状況の中、主旨を理解し事業を実施していることから、県は国と同等の 1 / 3 の補助率で補助制度の継続をされるよう強く要望する。</p> <p>事業見直しでは、県補助金減額分を市町が一律負担することとなるため、現行制度の継続を図られたい。</p> <p>財政力指数に基づく補正係数の導入・内容については疑問。再検討されたい。</p> <p>基準額を見直しされたい。</p> <p>浄化槽設置整備は山間地では大変有効な事業である。</p> <p>設置、面的、撤去とあるうちなぜ設置を見直したのか。</p> <p>財政力指数とはいつのものか。</p>	<p>&lt; 県の方針や構想、理念との相違 &gt; 生活排水処理については、公共用水域の水質向上において下水道、農業集落排水施設と並んで浄化槽についても、重要な役割を果たしています。その設置については、地方公共団体における負担を市町とともに住民へ支援してきたところです。しかしながら、県の厳しい事情により、補助制度の枠組みを堅持することを前提で見直すこととしたものです。</p> <p>&lt; 市町が県補助金減額分を一律負担することについて &gt; &lt; 財政指数による調整について &gt; 浄化槽設置補助事業は、国が 1 / 3、地方公共団体が 2 / 3 負担することとなっています。そこで、今回事業を見直すに当たり、新たに市町の財政事情、状況に応じた形で負担していただくこととし、財政力指数を用いて県負担分の補助金を補正することとしたものです。 なお、採用する財政力指数は平成 19・20・21 年度の 3 か年平均値とします。</p> <p>&lt; 基準額の見直しについて &gt; 県の浄化槽補助基準額は、浄化槽の設置に要する費用の 4 割相当が公的負担相当です。なお、市町独自で補助基準額を選定することができますが、その場合の県からの補助額については、今回の見直し補正額を上限とします。</p> <p>&lt; 面的整備、単独浄化槽撤去の見直しについて &gt; 面的整備補助については、前年度に見直しをしており、単独浄化槽撤去補助についても、補助金額が少なく見直しの余地がないことから、現行のとおりとしたものです。</p>

## 平成 22 年度当初予算編成に向けた事業見直しにかかる市町意見等および県の考え方

項 目 名	し尿処理施設NP除去高次処理施設維持管理費補助金
所管部局・課室名	琵琶湖環境部 循環社会推進課

市 町 名	市 町 の 意 見	県 の 考 え 方
1 市町	事業の廃止により湖北広域行政事務センター負担金に上乘せされることになる。	富栄養化防止条例の施行に伴い創設した補助金ですが、後に水質汚濁防止法に窒素リンの排出基準が設けられたことから、NP除去機能を備えた処理施設が一般化してきました。このことから、NP除去に対する特別な支援の必要性が薄れたため、この補助制度については廃止することとしたものです。

項 目 名	公共下水道促進事業費
所管部局・課室名	琵琶湖環境部 下水道課

市 町 名	市 町 の 意 見	県 の 考 え 方
2 市町	<p>従前どおりの交付金額の確保を要望する。</p> <p>当該交付金の趣旨は、滋賀県と県下各市町は、滋賀県ひいては近畿の水資源である琵琶湖の水質を保全していくことについては、共同の責務を負っているという基本的な考え方が前提にある。</p> <p>公共用水域の水質保全については、厳しい財政状況の中にあっても県と各市町の役割は今後も何ら変わるものではないことから、今回の削減は、結果として県の責務だけが軽減されることになり、納得できるものではない。</p>	<p>今回の見直しについては、公共用水域の水質保全に係る県の責務を認識しつつ、本制度を維持するためぎりぎりの調整により行ったものであり、ご理解をお願いします。</p> <p>なお、交付金交付要綱および交付金交付要綱運用細則の改正は行わず、運用細則5の(4)の規定による優先順位に基づき交付額を決定することとしています。</p>

## 平成 22 年度当初予算編成に向けた事業見直しにかかる市町意見等および県の考え方

項 目 名	森林整備地域活動支援交付金
所管部局・課室名	琵琶湖環境部 森林政策課

市 町 名	市 町 の 意 見	県 の 考 え 方
2 市町	既に平成 22 年度の事業計画により、交付金の収入を予定している。  具体的な見直し内容が分からない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 22 年度については、市町要望額を確保できる見込みです。</li> <li>市町からの要望に応じて全体の事業枠を調整するものです。</li> </ul>

項 目 名	森林病害虫防除事業費
所管部局・課室名	琵琶湖環境部 森林保全課

市 町 名	市 町 の 意 見	県 の 考 え 方
1 市町	本事業は年々被害が拡大することを抑制することが目的であり、優先順位で不採択となると翌年度に被害が拡大してしまい、事業効果が低くなり、被害が拡大する。	<p>松食い虫やナラ枯れ対策など、被害拡大が懸念されるものは、極力要望に対応することとしています。</p> <p>野生鳥獣被害防除については、緊急雇用対策事業での実施を含めて見直すこととしたものです。</p>

項 目 名	補助林道事業費（補助営）
所管部局・課室名	琵琶湖環境部 森林保全課

市 町 名	市 町 の 意 見	県 の 考 え 方
1 市町	具体的な見直しの内容が分からない。	<p>林道開設に係る継続路線については、平成 22 年度完了が可能となるよう、また、林道舗装についても、要望に対応できるよう考えています。</p> <p>しかしながら、林道改良については、進度の調整をせざるを得ないと考えています。</p>

## 平成 22 年度当初予算編成に向けた事業見直しにかかる市町意見等および県の考え方

項 目 名	自然公園等施設管理事業
所管部局・課室名	琵琶湖環境部 自然環境保全課

市 町 名	市 町 の 意 見	県 の 考 え 方
4 市町	<p>県の委託に基づき自然公園の整備時点の経緯等を踏まえ市町が地元関係団体に再委託していることから、今回の事業見直し後の内容では当該再委託の継続は困難である。自然公園等施設は、県の施設であり財源の有無に関係なく県の責任において対応されたい。</p> <p>滋賀県の自然歩道が近隣県と同程度の管理ができるよう、委託料の減額をされることのないようお願いしたい。</p> <p>平成 21 年度に閉鎖した施設も含め、施設の利用者が多く、存続を希望されている。引き続き施設の存続を強く要望する。</p> <p>平成 22 年度県政経営の基本方針の重点テーマである「滋賀の特性を活かした観光の推進」をする上でも、自然公園は重要な資源であることから地域住民と協働でおこなうこれらの保全は欠かせないものと考えている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理対象施設を縮小して、残りの施設の管理を引き続きお願いしたいと考えており、ご理解をお願いします。</li> <li>・ 自然歩道については、本年度と同程度の委託料を確保したいと考えています。</li> <li>・ 限られた予算では、全体の見直しの中で、施設の存続が難しい施設もあり、ご理解をお願いします。</li> <li>・ 施設の保全を地域住民と協働でおこなうことは大切なことであり、残された施設において充分考慮していきたいと考えています。</li> </ul>



## 平成 22 年度当初予算編成に向けた事業見直しにかかる市町意見等および県の考え方

項 目 名	滋賀県特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)変更に伴うニホンジカ広域一斉駆除対策事業経費の県負担について
所管部局・課室名	総務部 自治振興課 琵琶湖環境部 自然環境保全課

市 町 名	市 町 の 意 見	県 の 考 え 方
1 市町	<p>滋賀県特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)に基づく広域一斉駆除対策事業については、本来、自治振興交付金の性格にそぐわないものでもあり、単独の制度に戻されたい。</p> <p>仮に平成 23 年度以降も自治振興交付金の特定事業とするならば、これまで環境省の生物多様性保全推進支援事業で対応していた分について、財源確保を特別にお願いしたいと考えます。</p>	<p>自治振興交付金の対象事業については、県として重要事業と位置づけ市町での取組みを特に促進する「特定事業」と、それ以外の「一般事業」とに区分し、「ニホンジカ広域一斉駆除対策事業」については「特定事業」の一つとしているところです。今年度から自治振興交付金として適用が始まったばかりであり、結果が出ていない段階です。</p> <p>しかし、ニホンジカの獣害対策については、市町が重要な役割を担っていただいているのは承知しており、今後、事業成果を勘案し検討していきたいと考えています。</p>

## 平成 22 年度当初予算編成に向けた事業見直しにかかる市町意見等および県の考え方

項 目 名	健康増進事業費補助
所管部局・課室名	健康福祉部 健康推進課

市 町 名	市 町 の 意 見	県 の 考 え 方
1 市町	<p>今年度の市町の事業計画と、昨年度の実績額から考えると、縮減した予算で例年通りの補助金額は確保できるとのことであり、事業実施において県の説明どおり補助金額が確保されるのであれば、支障のないものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当事業については、平成 21 年度の市町の事業計画額をベースに、補助金の総額を縮減することとしたものです。</li> <li>・ 補助率や補助対象経費の範囲を見直すものではなく、20, 21 年度の実績等から勘案して、市町の事業実施に支障を及ぼすことはないと考えています。</li> </ul>

## 平成 22 年度当初予算編成に向けた事業見直しにかかる市町意見等および県の考え方

項 目 名	老人クラブ活動費等補助
所管部局・課室名	健康福祉部 元気長寿福祉課

市 町 名	市 町 の 意 見	県 の 考 え 方
7市町	<p>高齢者福祉推進、地域活性化のため、補助金額も含めた現行制度の継続を希望する。</p> <p>老人クラブ活動が衰退傾向にあり、活動意欲を損ない、組織離れと団体活動の停滞が生じることが懸念される。</p> <p>情報交換、連絡会的な活動を行うだけでなく広域な組織団体活動が、今後も重視されていると構成組織・会員に理解されるような事業見直しを願う。</p> <p>高齢者が増加する中、介護予防に取り組む自助・共助の活動として、介護保険財政の健全化を図るためにも、今日まで重視されてきた老人クラブ活動について、県・市町の方針転換と捉えられないような事業見直しとされたい。</p> <p>市町に負担を転嫁する手法は受入れできない。</p> <p>縮減に対する説明があったが、「お願いしたい」との一方的なようにも感じられた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県財政が危機的な状況にあり、また、介護保険給付費など介護や支援が必要な人へのセーフティネットを確保するための県費負担が増え続ける中での見直しであり、ご理解願います。</li> <li>・ 老人クラブ活動の活性化や収入基盤の強化のため、老人クラブ自らも、活動内容に創意工夫を凝らしたり、加入者の掘り起こしなどに、一層のご努力をお願いしたいと考えています。</li> <li>・ 市町において地域の実情に応じて介護予防事業が実施されていますが、地域支援事業をさらに活用し、老人クラブを介護予防事業の実施主体、担い手とし、市町と老人クラブが連携しながら事業を展開することが期待される場所であると考えています。</li> </ul>

## 平成 22 年度当初予算編成に向けた事業見直しにかかる市町意見等および県の考え方

項 目 名	低所得者負担対策事業
所管部局・課室名	健康福祉部 元気長寿福祉課

市 町 名	市 町 の 意 見	県 の 考 え 方
2 市町	当事業は国庫財源を伴うものであり、また低所得者に対する負担の軽減対策は必要と考えられることから、県費削減は市町一般財源に転嫁するのは不適當	<ul style="list-style-type: none"> <li>当事業に係る平成 22 年度予算見積額は、補助率や補助対象経費の範囲を見直すものではなく、20, 21 年度の実績等から勘案して補助金の総額を縮減することとしたものであり、市町の事業実施に支障を及ぼすことはないと考えています。</li> </ul>

項 目 名	地域支援事業県費交付金
所管部局・課室名	健康福祉部 元気長寿福祉課

市 町 名	市 町 の 意 見	県 の 考 え 方
4 市町	当事業は国庫財源を伴うものであり、また、改正介護保険制度の大きな柱であるものであるため県費削減は市町一般財源に転嫁するのは不適當	<ul style="list-style-type: none"> <li>当事業に係る平成 22 年度予算見積額は、市町介護保険事業計画における保険給付費見込額をベースに、交付金の総額を縮減することとしたものです。</li> <li>交付率や交付対象経費の範囲を見直すものではなく、20, 21 年度の実績等から勘案して、市町の事業実施に支障を及ぼすことはないと考えています。</li> </ul>

## 平成 22 年度当初予算編成に向けた事業見直しにかかる市町意見等および県の考え方

項 目 名	障害者雇用創出事業
所管部局・課室名	健康福祉部 障害者自立支援課

市 町 名	市 町 の 意 見	県 の 考 え 方
3 市町	<p>機械的に法定施設への移行を進めることなく、社会的事業所の理念や進んだ点をどのように継続するのかを十分検討するとともに、制度創設から 5 年での見直しについて、県において社会的事業所への説明を十分行い、納得が得られるようにしていただくよう要望する。</p> <p>今回、就労継続支援 A 型への移行を図るとのことだが、なぜ見直すのか。単に県の財政難のために県負担を減らすことだけを目的とするなら、制度創出時の理念はどこに追いやられてしまったのか。再考願いたい。</p> <p>制度の違いについては何らかの対応が必要である。</p> <p>収益の安定化を図る必要がある。</p> <p>推進策を別途増設してほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会的事業所は、就労継続支援事業（A 型）として自立支援給付による安定的な運営を目指しつつ、障害者従業員全員と雇用契約を締結するなど A 型の仕組みを活用し社会的事業所としての理念を継続いただきたいと考えています。</li> <li>就労継続支援事業（A 型）は、障害者従業員との利用契約が必要であることなど、社会的事業所とは事業所としての位置づけに違いがあることから、法定事業所への移行は機械的に進めることなく、従来と同様、事業者と協議を行っていきたくと考えています。</li> </ul>

項 目 名	グループホーム等整備費補助
所管部局・課室名	健康福祉部 障害者自立支援課

市 町 名	市 町 の 意 見	県 の 考 え 方
3 市町	<p>平成 22 年度途中で事業採択の必要な申請があった場合には、必要な財源を確保されたい。</p> <p>平成 23 年度以降は、新築分の繰り延べを差し控えられたい。</p> <p>グループホームやケアホームの新築が認められないとなるならば、地域移行に逆行する措置と言わざるを得ない。</p> <p>当市においてはグループホームの必要性が高く、現状の施設定員では支援できない状況からグループホーム等整備費補助について、平成 22 年度以降の新築分について事業採択の繰り延べを行わないよう図られたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループホーム・ケアホームの整備は重要と認識しており、補助金をより広く活用いただくため、限られた予算の効率的・効果的な執行に努めてまいります。</li> </ul>

## 平成 22 年度当初予算編成に向けた事業見直しにかかる市町意見等および県の考え方

項 目 名	地域活動支援センター運営事業費補助
所管部局・課室名	健康福祉部 障害者自立支援課

市 町 名	市 町 の 意 見	県 の 考 え 方
2 市町	<p>実績額が予算を超過した場合には、補正予算等により必要財源を確保し、補助金額の圧縮にならないよう、配慮されたい。</p> <p>本市圏域には、引きこもりのかたを対象とする地活センターが2箇所あり、いずれも全県からの相談に応じているが、運営費や管理費は通所者の住居地である市町が負担することとなっており、他市の相談にかかる経費を負担していることとなっている。</p> <p>運営費の補助は、通所日数（その他支援した回数）が基本となっており、そもそも通所回数を多く望めない引きこもりについては現行の補助制度はなじまない。特に相談部分にかかる経費分は県が負担されるよう見直しされたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域活動支援センターの利用実績に応じた補助金の交付ができるよう予算確保に努めてまいりたい。</li> <li>・ 従前の共同作業所運営費補助金等と同様、運営費等は通所者の居住市町と県が負担することとしており、相談部分に係る経費分について更に県で負担することは困難であると考えています。</li> <li>・ 社会的引きこもり者への支援の利用日数のカウントについては、地域活動支援センターへの通所日数に加え、家庭訪問、電話での相談支援、関係機関と調整を行った日数を加えるなど、柔軟な運用を行っています。</li> <li>・ 今後の社会的引きこもり支援については、国の対策の動向を踏まえ考えてまいりたいと考えています。</li> </ul>

項 目 名	障害児デイサービス等専門療育事業費補助
所管部局・課室名	健康福祉部 障害者自立支援課

市 町 名	市 町 の 意 見	県 の 考 え 方
2 市町	<p>児童デイサービス事業所における専門療育スタッフの加配に対する補助および県立リハビリテーション施設利用者に対する利用料減免に係る補助総額の縮減が行われないよう、配慮されたい。</p> <p>当該補助金の減額は、専門職による対象児一人ひとりに応じた保護者や職員への指導にも支障をきたす恐れが想定され、早期療育に求められる対象児への発達支援及び保護者（家族）支援の弱体化につながる懸念があり、福祉先進県としての体制後退を意味している。基準額の削減については、療育の強化についていかなるものかと疑問を持つものであり、当該補助についての充実、継続の再検討を願いたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助基準額や対象経費を見直すものではなく、21年度の実績から勘案して、市町の事業実施に支障を及ぼすことはないと考えます。</li> </ul>

## 平成 22 年度当初予算編成に向けた事業見直しにかかる市町意見等および県の考え方

項 目 名	国民健康保険給付対策費補助金
所管部局・課室名	健康福祉部 医療保険課 、元気長寿福祉課

市 町 名	市 町 の 意 見	県 の 考 え 方
23 市町	<p>現行制度の継続を要望（廃止には反対） （主な理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県とともに推進している福祉医療制度の後退につながる。</li> <li>・ 22 年度県政経営の基本方針である「保健医療・福祉提供体制の整備」にそぐわない。</li> <li>・ 国保財政は構造的な要因、昨今の経済状況の影響等から厳しい状況にある。</li> </ul> <p>市町の一般財源や被保険者からの保険料（税）に転嫁することになる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本県の財政状況は危機的状況にあり、大幅な歳出削減は避けられないところです。</li> <li>・ 県としても、市町国保に対し、70 億円程度を財政支援しており、そのうち、当該補助金につきましては約 1.4 億円です。乳幼児などの福祉医療制度を維持するという判断の中で、今回の苦渋の選択に至りました。</li> <li>・ また、国庫負担の減額対象となる 38 都道府県のうち、同様の補助を県から市町に実施しているのが 15 都府県という状況も考え合わせさせていただきました。</li> <li>・ 市町とともに、福祉医療を守っていくという県の意思を示すことをご理解願います。</li> <li>・ 市町には、厳しい対応をお願いすることとなるが、国保財政の運営のための配慮をお願いします。</li> <li>・ 県としても、市町国保の安定的な運営のため、低所得者に係る軽減保険料（税）の補填、高額医療費の共同事業拠出金に係る負担金、県財政調整交付金等、毎年 70 億円程度、財政支援に努めているところです。</li> </ul>

## 平成 22 年度当初予算編成に向けた事業見直しにかかる市町意見等および県の考え方

	<p>国に対する減額措置廃止等を要望されたい。</p> <p> <span style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;">                     就学前までの医療費無料化制度の創設                      制度創設までの財政支援                      国庫減額措置の廃止                 </span> </p> <p>今回の見直しが、突然、市町に何の相談もなく、打ち出されたことは、容認できない。</p> <p>高齢者（65～69 才低所得老人）の福祉医療について、70 才以上に係る法定割合に合わせて 2 割負担とする方針を出すべき</p> <p>安定した国保運営のために国民健康保険の広域化の早期実現</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉医療制度の実施に伴う国庫負担金の減額措置廃止については、従来から国に対して要望してきたところです。</li> <li>・ 福祉医療制度については、医療に関わるセーフティネットとして必要不可欠なものであり、本来、国において制度化すべきものであるとの考えから、まずは、福祉医療制度実施に伴う国庫負担金の減額措置の廃止、さらに、制度の重要性や必要性に鑑み、国において早期に制度化することについて今後、強く国に対して要望してまいります。</li> <li>・ 本補助金の見直しについては、10 月 14 日の市町長会議以降、速やかに担当学会議等で説明させていただき、県のスケジュールの中では最大限の努力はさせていただいたと考えているところです。</li> <li>・ 65～69 歳低所得高齢者に対する老人福祉医療費補助については、70～74 歳までの高齢者に対する国の医療制度の動向を見極め、整合性を保てるよう検討していきたいと考えています。</li> <li>・ 国においては、後期高齢者医療制度を廃止し、平成 25 年度から新制度に移行する方向で検討がなされるが、この中で、国民健康保険制度も含めた見直しが予想されることです。</li> <li>・ 県としては、今後、国の動向を注視するとともに、市町や関係団体との検討・協議の場を設定し、地方の意見が十分反映されるよう国に対し、提案・要望してまいりたいと考えています。</li> </ul>
--	--	--



## 平成 22 年度当初予算編成に向けた事業見直しにかかる市町意見等および県の考え方

項 目 名	地域組織等活動費補助
所管部局・課室名	健康福祉部 子ども・青少年局

市 町 名	市 町 の 意 見	県 の 考 え 方
4 市町	<p>母親など地域住民の積極的な参加による地域組織活動を支援することにより、家庭児童の健全な育成を引き続き図っていく必要があるため、県の子育て支援として補助制度の継続を行うべきである。</p> <p>来年度実施（案）であることから、急激な変化が見込まれる。については、活動団体に対して、県主催の説明会の開催を求める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昭和 49 年度より、国の補助制度を活用し市町における取り組みを支援してきたことにより、県内に一定の組織活動を定着させることができたところ。</li> <li>・ 今後、地域における組織活動をさらに発展させていくためには、各市町において、地域の実情に応じた取り組みを推進していただくことが必要であり、本事業については、基礎的自治体として主体的に取り組んでいただくこととし、廃止しようとするものです。</li> <li>・ これまで各活動団体等に対し直接支援を行ってきたのは、各市町であることから、必要に応じて各市町から説明いただきたいと考えています。</li> </ul>

項 目 名	放課後児童健全育成事業費補助（県単独事業分）
所管部局・課室名	健康福祉部 子ども・青少年局

市 町 名	市 町 の 意 見	県 の 考 え 方
3 市町	<p>知事の Manifesto の次世代育成強化のなかの、「児童 10 人以下の学童保育所に県独自の支援を行います。」に反するものであり、地域性を活かした、地域に合うサービス実現のために県独自の施策の継続を要望する。</p> <p>児童の健全育成のため、放課後児童クラブ運営費補助金の充実強化を図られたい。特に、障害児を積極的に受け入れられるよう、指導者増員に対する財政措置を講じられたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放課後児童健全育成事業については、近畿府県が連携して、厚生労働省に対し 10 人未満の放課後児童クラブを補助対象とすることを含む要件緩和や補助基準額の増額など、国の補助制度の更なる拡充を要望しているところ。</li> <li>・ 県では、厳しい財政事情のなかで、ご意見のような県単独補助制度の実施は困難であり、各市町において、主体的な取組をお願いしたいと考えています。</li> </ul>

## 平成 22 年度当初予算編成に向けた事業見直しにかかる市町意見等および県の考え方

項 目 名	児童ふれあい交流促進事業費補助
所管部局・課室名	健康福祉部 子ども・青少年局

市 町 名	市 町 の 意 見	県 の 考 え 方
2 市町	児童が地域で様々な人と出会い交流する場や仲間づくりの場を提供することが引き続き必要なことから、補助制度の継続を再検討願いたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 15 年度より、国の補助制度を活用し市町における取り組みを支援してきたことにより、地域に即した児童のふれあい交流にかかる取り組みが根付いてきたところです。</li> <li>今後、こうした取り組みを発展させていくためには、地域の実情に応じた取り組みを推進することが必要であり、各市町において創意工夫しながら、基礎的自治体として主体的に取り組んでいただくこととし、本事業は廃止することとしたいと考えています。</li> </ul>

項 目 名	保育対策促進事業費
所管部局・課室名	健康福祉部 子ども・青少年局

市 町 名	市 町 の 意 見	県 の 考 え 方
2 市町	低年齢児の入所児童が増加し、保育士の確保など保育対策が益々重要となっており、継続を願いたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>公立保育所の運営費については、平成 16 年度に一般財源化が図られたところであり、職員の配置については、保育の実施主体である市町において、主体的に取り組んでいただく事項であると考えています。</li> <li>このため、県では、低年齢児保育について、平成 17 年度に市立保育所への補助制度を廃止したところです。</li> <li>一方、町立保育所への補助については、市立保育所分の廃止後、4 年間にわたり実施してきたところですが、今般町立保育所についても廃止することとしたいと考えています。</li> </ul>

## 平成 22 年度当初予算編成に向けた事業見直しにかかる市町意見等および県の考え方

項 目 名	無職少年等非行防止対策事業補助
所管部局・課室名	健康福祉部 子ども・青少年局

市 町 名	市 町 の 意 見	県 の 考 え 方
5 市町	<p>削減はやむを得ないが、次の2点から削減幅はもう少し抑えられるのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 21 年度事業としては 17 少年センターに対する補助しか出ていない。</li> <li>・平成 22 年度については、長浜市合併の関係で、県下の少年センターは 16 箇所と思われる。</li> </ul> <p>少年センターの実際の管理運営費に対して県補助金はわずかであり、既に多額の市費を投入して運営している実態がある。また、無職少年対策指導員の役割は重要であり、その存在は、無職少年等らにとって大きく、不安定な社会の中、相談ができる体制づくりは今まで以上に必要不可欠であり、安易な補助金削減は認められない。</p> <p>今回の見直しは、対象職員の勤務時間等の減少を余儀なくされかねない状況であることを理解いただき、補助金の引き下げを再考し、前年並みにしていただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 21 年度予算として 18 センター分を確保していますが、1 センター分は守山野洲センターが分離された場合に補助する予定のため、現時点では 17 センターに補助しています。</li> <li>・長浜市と湖北 6 町の合併に伴う少年センターの配置については、最終確定した段階で補助の要否を判断したいと考えています。 今回は、無職少年等非行防止対策事業として県内統一の見直しを図ったものであり、個々の少年センターの流動的な要素は、確定次第、別途、見直しを図る予定です。</li> <li>・今回の補助基準額の引き下げ額は、県の積算ならびに県内少年センターの平均として、概ね事業費に相当する額と考えています。市町により人件費にも充当されていると思いますが、ご理解をお願いします。</li> </ul>

## 平成 22 年度当初予算編成に向けた事業見直しにかかる市町意見等および県の考え方

項 目 名	老人福祉施設整備費補助
所管部局・課室名	健康福祉部 元気長寿福祉課

市 町 名	市 町 の 意 見	県 の 考 え 方
1 市町	<p>老人福祉施設等(特にユニット型)の大規模施設は施設整備の費用が多大で、かつ、収支がなりたちににくいなかで、施設整備費の借入金の償還を行わなければならない。また、人材の確保もむずかしく、新たに施設整備をしようとする事業者が現れない。</p> <p>このような状況で施設整備計画が進まない中、さらに補助金を削減されると、第4期計画以降の施設整備は進まないことが予想され、今後さらに進む高齢社会に対応できない。(第5期以降の計画策定ができなくなる)</p> <p>平成 18 年度の制度改正により、広域的な老人福祉施設等の整備費補助金は一般財源化により都道府県等より交付し、また、地域介護の基盤整備費補助金は市町村より(国の交付金を活用)交付することになった。これらの経緯を踏まえれば、広域的な老人福祉施設等の整備計画の促進は滋賀県が責任を持って行うべきものであり、施設整備が停滞するような施策はとるべきではない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の第4期計画の整備見込は、第3期計画を262人上回り、752人となっています。</li> <li>・ これらの整備見込の達成に向けて、県が整備費補助を継続しようとする場合、補助単価を引き下げざるを得ないことについて、ご理解をお願いします。</li> </ul>

項 目 名	地域保健予防への支援
所管部局・課室名	健康福祉部 健康推進課

市 町 名	市 町 の 意 見	県 の 考 え 方
1 市町	<p>保健所において家庭支援員や保健師等の専門職を充実して頂き、市町への技術支援体制の充実・強化を図るための措置を講じられるよう配慮いただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域保健法およびその基本指針に基づき、保健所は市町の地域保健対策の実施に関して市町の求めに応じて必要な援助を行うことができるとされています。</li> <li>・ 今後も、市町の主体的な施策に対して、技術的な助言や必要な支援を行っていきたいと考えています。</li> </ul>

## 平成 22 年度当初予算編成に向けた事業見直しにかかる市町意見等および県の考え方

項 目 名	児童福祉施策
所管部局・課室名	健康福祉部 子ども・青少年局

市 町 名	市 町 の 意 見	県 の 考 え 方
1 市町	子どもへの虐待防止対策を積極的に講じられたい。特に、発見後の児童や家庭への支援充実のため、専門相談員等の充実を図られたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>県では、「滋賀県児童虐待防止計画」に基づき、市町や関係機関および県民と連携し、児童虐待防止対策に積極的に取り組んでいるところです。</li> <li>発見後の児童や家庭の支援については、子ども家庭相談センターの職員増など相談体制の整備とともに、市町の相談担当者への専門研修の実施など、県と市町との連携による支援の充実に努めていますので、ご協力をお願いします。</li> </ul>

## 平成 22 年度当初予算編成に向けた事業見直しにかかる市町意見等および県の考え方

項 目 名	健康福祉産業ネットワーク形成推進事業
所管部局・課室名	商工観光労働部 商業振興課

市 町 名	市 町 の 意 見	県 の 考 え 方
1 市町	<p>昨年に策定された「滋賀県産業振興新指針(改訂版)」においては、「環境」・「観光」・「健康福祉」・「バイオ」・「IT」が今後成長を期待できることから、当分野の重点的な取り組みを掲げられているが、標記事業が重点分野に位置付けされているにもかかわらず、次年度の予算額が皆無であることは、理解に苦しむ。</p> <p>「一定の成果が得られたことから事業を廃止する」とされているが、短絡的との感があり指針の本質を理解すれば、事業推進は不可欠と考える。</p> <p>本県の産業基盤の安定、強化や持続した地域経済の活性化を図るためには当事業が必要であり、昨年程度の予算額の確保について再度の見直しを要望する。</p>	<p>滋賀県中小企業支援センターが行う「窓口相談、専門家派遣事業」、滋賀県の「市場化ステージ支援事業補助金のサービス産業振興特別枠(健康・福祉サービス分野)」のほか、「医工連携ものづくりプロジェクト創出支援事業」でも研究開発から事業化までのステージに合った支援策を展開しており、健康福祉産業分野の予算は確保していきたいとかん考えています。</p> <p>当該事業については、平成14年度から健康福祉ビジネスシーズ発掘事業、産業化助成事業等を行った結果、累計で12件の製品・サービスが事業化され一定の成果を得られたことから、この事業のみ廃止といたします。</p> <p>今回の見直しについては、各種支援体制や制度が充実するなかで支援の方法を整理したものであり、「健康福祉」をはじめとする重点分野に対する取り組みについては、今後も引き続き推し進めていきたいと考えています。</p>

## 平成 22 年度当初予算編成に向けた事業見直しにかかる市町意見等および県の考え方

項 目 名	プロジェクトチャレンジ支援事業
所管部局・課室名	商工観光労働部 新産業振興課

市 町 名	市 町 の 意 見	県 の 考 え 方
1 市町	<p>昨年に策定された「滋賀県産業振興新指針(改訂版)」においては、「環境」・「観光」・「健康福祉」・「バイオ」・「IT」が今後成長を期待できることから、当分野の重点的な取り組みを掲げられているが、標記事業が重点分野に位置付けされているにもかかわらず、次年度の予算額が大幅に減額されていることは、企業経営等に直面すべき問題と認識する。</p> <p>企業の経営状態は非常に厳しく、行政への支援が強く求められる中において、本県の産業基盤の安定、強化や持続した地域経済の活性化を図るためには当事業が必要であり、昨年程度の予算額の確保について再度の見直しを要望する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の見直しでは、技術開発補助金について、特に他の補助制度では対象となりにくい、技術開発の構想やアイデアの検証、実証化といった技術開発初期から中期段階の案件に補助金採択テーマを重点化し、中小企業の新事業にチャレンジする機会を生み出していきたいと考えています。</li> <li>一方開発後期の大型プロジェクトについては、フォローアップ支援事業により国等の大型研究資金獲得に向けた研究のブラッシュアップ等、企業へのサポート体制を強化し、継続的な技術開発支援を行っていきたいと考えています。</li> </ul>

項 目 名	北びわ湖大花火大会補助金
所管部局・課室名	商工観光労働部 観光振興課

市 町 名	市 町 の 意 見	県 の 考 え 方
1 市町	<p>本市では、県の補助がある年は600万円の補助だが、県の補助がない年は1100万円の補助を行っている。平均すれば、年850万円の補助金を出していることとなり、市の補助額と同額補助とするなら850万円が妥当と考える。</p> <p>大津の花火同様、人的支援もお願いしたい。花火は、滞在型観光推進の中心的な役割を担っており、滋賀県の政策と反すると思われる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県として、北びわこ大花火大会については、彦根市と長浜市において実施するものと認識しており、実施年において、びわ湖大花火大会と同様に地元市の補助額と同額以下の補助とする考えです。</li> <li>県では、びわ湖大花火大会について、1984年に本県で第1回目の世界湖沼環境会議が開催されることを機に、琵琶湖を活かした本県を代表する観光イベントとするため、びわこビクターズビューローを実行委員会事務局とし、県も大津市とともに主催団体に加わり、取り組んできたところです。</li> </ul>

## 平成 22 年度当初予算編成に向けた事業見直しにかかる市町意見等および県の考え方

項 目 名	(しがの米政策推進事業)市町推進費補助金
所管部局・課室名	農政水産部 農業経営課

市 町 名	市 町 の 意 見	回 答 ・ 県 の 考 え 方
5 市町	<p>県の見直しに併せて、市の歳出の見直しが可能なものを除き、結果として、市町において歳出の減額ができず、市町に負担を転嫁する手法は受入れできない。</p> <p>今回の見直しによる削減分に関して、市の持出しは不可能であり、生産調整実施に影響がでることが予想されるので、これまでどおり継続されたい。</p> <p>米の需要量算定や生産数量目標の決定に係る事務経費であり、臨時職員の賃金に充てられているため、減額するのであれば、同時に事務量の軽減を求める。</p> <p>国の米政策が不透明な状況での見直しは本末転倒である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>米の数量調整に関して市町および生産調整方針者に助成する当事業の来年度予算については、来年度の県の予算基準単価に沿った形での管内旅費の削減および県内旅費日当分の見直しを行いました。また、米政策に係る事務費については、国の概算要求において市町等への推進費が計上されており一定額が確保される見込みです。地域では市町単独でなく、地域水田農業推進協議会やＪＡと連携し地域が一体となり米政策の推進がされているので、国からの事務費を有効に活用しながら効率的な事業推進をお願いしたいと考えています。</li> <li>米の数量調整に関して市町および生産調整方針者に助成する当事業の来年度予算については、来年度の県の予算基準単価に沿った形での管内旅費の削減および県内旅費日当分の見直しを行いました。また、賃金については、米の数量調整にかかるデータ整理等に関する 20 日間の業務として積算しています。なお、数量調整以外の事務については、国の概算要求において市町等への推進費が計上されており一定額が確保される見込みです。地域では市町単独でなく、地域水田農業推進協議会やＪＡと連携し地域が一体となり米政策の推進がされているので、国からの事務費を有効に活用しながら効率的な事業推進をお願いしたいと考えています。</li> <li>国の米政策はまだ不透明ではあるが、滋賀県としては今後も水田を有効活用し、集落ぐるみで麦・大豆・米粉用米</li> </ul>



## 平成 22 年度当初予算編成に向けた事業見直しにかかる市町意見等および県の考え方

	<p>今後も産地づくりの推進、目標達成するためには必要な補助金であり、事業見直しの対象外とされたい。</p>	<p>や飼料用米の生産を推進していく姿勢は変わらないので、来年度も市町に対しては推進費を予算計上することとしたいと考えています。当事業の来年度予算については、来年度の県の予算基準単価に沿った形での管内旅費の削減および県内旅費日当分の見直しを行いました。地域水田農業推進協議会やＪＡと連携し地域が一体となり、効率的な事業推進をお願いしたいと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 滋賀県としても、今後も水田を有効活用し、集落ぐるみで麦・大豆・米粉用米や飼料用米の生産を推進していく姿勢は変わらないので、当補助金は必要であると認識しており、来年度も予算計上することとした。当事業の来年度予算については、来年度の県の予算基準単価に沿った形での管内旅費の削減および県内旅費日当分の見直しを行いました。また、米政策に係る事務費については、国の概算要求において市町等への推進費が計上されており一定額が確保される見込みです。地域では市町単独でなく、地域水田農業推進協議会やＪＡと連携し地域が一体となり、効率的な事業推進をお願いしたいと考えています。</li></ul>
--	--	---

## 平成 22 年度当初予算編成に向けた事業見直しにかかる市町意見等および県の考え方

項 目 名	団体営 補助公共事業
所管部局・課室名	農政水産部 農村振興課

市 町 名	市 町 の 意 見	県 の 考 え 方
3市町	<p>農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 地域づくりへの意欲の機を逸することにもなりかねず、期間延長による地元負担額も増大し、農業振興にもたらす影響は大きいものがあることから、当該事業の見直しが行なわれないことを強く要望する。</p> <p>団体営農地防災事業費（ため池等農地災害危機管理対策事業） 当該事業の対象箇所は、管理者の高齢化により脆弱となった降雨時等の管理体制を補完するとともに、施設の老朽化による崩壊を未然に防ぎ、直下に迫る宅地において周辺住民の環境整備を図る点から、事業の継続を強く要望する。</p> <p>農村整備事業：農業集落排水事業 すでに平成 22 年度から 10 ヶ年の年度別事業整備計画を立て、地区説明会を開催しており、今回の見直し（案）は、地元を意気消沈させる行為であり、到底納得できるものではなく、地域事情にも目を向け、満額配当されたい。</p> <p>農業農村整備事業：農村総合整備事業等 事業の施行年度を延伸することなく、事業が早期終了されるように予算配分を考慮されたい。</p>	<p>厳しい財政状況の中で、土地改良公共事業についても、緊急性の高い事業に経営資源を重点配分をしていく必要があります。</p> <p>そこで、農業生産を支える農業用水を確保するために必要な農業水利施設の計画的な保全更新（アセットマネジメント）関連事業に予算を重点配分（削減率を圧縮）する事としています。</p> <p>また、新規整備にかかるもの及び生活環境整備を主とする事業についても更なる進捗調整をお願いせざるを得ない状況にあり、ご理解をお願いします。</p> <p>なお、こうした中でも生産基盤については極力長期化を回避できるよう努めていきたいと考えています。</p>

## 平成 22 年度当初予算編成に向けた事業見直しにかかる市町意見等および県の考え方

項 目 名	中山間地域等直接支払交付金
所管部局・課室名	農政水産部 農村振興課

市 町 名	市 町 の 意 見	県 の 考 え 方
4 市町	<p>見直しが行なわれた場合、農地の荒廃が進むことは明白であり、滋賀県の農業文化・振興や、国土の保全に大きな損失が生じる。</p> <p>中山間地域の農地を守るには、知事特認制度がなくてはならないという現状を賢察され、本制度を存続していただくことを強く要望する。</p> <p>制度が適用されない場合は耕作放棄地がさらに拡大していくことが懸念されることから、知事特認地域の廃止方針を撤回されたい。</p> <p>条件不利地における農地の維持管理や生産活動への支援が必要不可欠であるため、知事特認地域の継続を願いたい。</p> <p>今後の中山間地域における農業を守って行く上で必要な経費であるので、事業見直しの対象外とされたい。</p>	<p>本制度は平成 12 年度から開始され、期 10 年間の対策により、鳥獣害防止対策や農業生産活動の体制整備に向けた取組により、耕作放棄の発生防止に対して効果があったと考えています。</p> <p>しかし厳しい県財政事情の中では、中山間地域の中でも特に生産基盤および生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にあるとして地域振興立法（特定農山村法・過疎法・山村振興法）に指定されている区域に重点をおいて支援を実施せざるを得ず、ご理解をお願いします。</p>

項 目 名	基幹水利施設管理事業費補助金
所管部局・課室名	農政水産部 耕地課

市 町 名	市 町 の 意 見	県 の 考 え 方
2 市町	<p>土地改良施設の管理、保全にかかる事業を優先する考え方を示しているにも関わらず、国の予算枠を考慮せずに県の対前年比 30%を一律削減されている。</p> <p>この事業については、一律削減ではなく、国の予算枠に応じた県の予算振り分けとなるよう要望する。</p> <p>一律 30%削減に対し、経常費用の削減は不可能な状況であり、これ以上の農家負担の増加も見込めない</p>	<p>本事業は基幹水利施設の機能を維持発揮していくアセットマネジメントに関連する大変重要な事業であると考えており、県財政が非常に厳しい中で、一律削減とはせず、優先的な確保を図ったものであり、ご理解をお願いします。</p>

## 平成 22 年度当初予算編成に向けた事業見直しにかかる市町意見等および県の考え方

項 目 名	補助公共事業費（市町営補助公共除く）
所管部局・課室名	農政水産部 耕地課、農村振興課

市 町 名	市 町 の 意 見	県 の 考 え 方
3市町	<p>（継続地区の予算措置）</p> <p>本市の1地区については、事業の目的が、かんがい排水施設の老朽化による更新整備と農業用水の安定供給であり、また、水道導水管整備更新事業と共同事業であることから、早期の整備が望まれるものであり、年次計画どおりの執行を実施されたい。</p> <p>継続地区の進捗調整による事業工期の長期化に伴い発生する事業再評価等が、事業の継続に悪影響を及ぼさないよう万全の配慮を願いたい。</p> <p>（新規採択支援について）</p> <p>効率的かつ安定的な農業経営を目指す「担い手」の育成面からも、生産基盤の整備は不可欠であり、市では、地域の整備要望を受け、国、県、地元と十分に調整を図りながら新規採択に向けた調査設計等の準備を進めている。</p> <p>遅れている農地基盤整備事業の積極的な推進と、確実な新規採択支援を願う。</p> <p>特に、本市のある地区については、当地区内に県が実施予定されていた濁水対策施設が凍結され、今日まで国、県の指導で実施してきた計画が覆される状況である。本地区は土地改良事業に併せて、都市計画道路や市道拡幅用地の創設等、他事業の関連も多く、地元対応はもちろん、その影響が広範囲に亘るため、計画どおりの事業実施について確実な対応を願いたい。</p>	<p>厳しい財政状況の中で、土地改良公共事業についても、経営資源を重点配分をしていく必要があります。</p> <p>そこで、農業生産を支える農業用水を確保するために必要な農業水利施設の保全更新に関する事業に予算を重点配分（削減率を圧縮）する事としており、ご理解をお願いします。</p> <p>また、新規採択につきましても農業用水の安定供給を確保するために必要で緊急性の高い事業に厳選していきたいと考えており、それ以外の事業の新規採択時期は明確にお答えできる状況にないことについてご理解をお願いします。</p>

平成 22 年度当初予算編成に向けた事業見直しにかかる市町意見等および県の考え方

項 目 名	集落営農ステップアップ実践事業
所管部局・課室名	農政水産部（農政課）

市 町 名	市 町 の 意 見	県 の 考 え 方
1 市町	実践途中の集落への説明責任	<p>事業の実施要望がある場合は、できる限り本年度に対応したいと考えているので、貴町から関係集落へ補助要望の照会をお願いします。</p> <p>なお、必要に応じて農業農村振興事務所から関係集落へ説明を行いますので、貴町におかれてもご協力をお願いします。</p> <p>来年度以降の要望については、集落営農組織を対象とする農業機械等の整備に対する支援事業が、国においてメニュー化されているので、その活用を推進していきたいと考えています。</p>

項 目 名	近江の園芸特産チャレンジャー事業費補助金
所管部局・課室名	農政水産部 農業経営課

市 町 名	市 町 の 意 見	県 の 考 え 方
1 市町	省エネ機器導入に対する他事業での対応を要望する。	<p>燃油高騰に伴う緊急措置として追加した補助対象機器であり、希望者への導入は完了し、燃油価格も平常に回復したことから、当該事業のメニューからは除外したところです。なお、省エネルギーの観点から N E D O 技術開発機構が実施するエネルギー使用合理化事業者支援事業により高効率暖房機が導入できるので活用をお願いします。</p> <p>なお、高効率暖房機の整備については、省エネルギーの観点からエネルギー使用合理化事業者支援事業が N E D O 技術開発機構でメニュー化されているので、その活用をお願いします。</p>

## 平成 22 年度当初予算編成に向けた事業見直しにかかる市町意見等および県の考え方

項 目 名	国営造成施設管理体制整備促進事業費
所管部局・課室名	農政水産部 耕地課

市 町 名	市 町 の 意 見	県 の 考 え 方
3 市町	<p>土地改良施設の管理、保全にかかる事業を優先する考え方を示しているにも関わらず、国の予算枠を考慮せずに県の対前年比 30%を削減されている。</p> <p>施設維持のコストダウンを単純に図れないことから、事業差額分は市町もしくは改良区（受益者）の負担増となり、その影響は大である。この事業については、国の予算枠に応じた県の予算振り分けとなるよう要望する。</p> <p>進度の停滞に対する後年度の圧縮の補償</p> <p>町内にある国営施設等においても、改修の時期がきており、改修の時期が遅れば遅れるほど、適期に適正な送水量をおくることが難しくなり、農作物等への影響が懸念される。このことから、事業見直しの対象外とされたい。</p>	<p>本事業は国営造成施設（付帯県営施設含む）の多面的機能を維持發揮していくアセットマネジメントに関連する大変重要な事業であると考えています。</p> <p>しかし、県財政が非常に厳しい中で、優先的な確保を図ったものの、削減せざるを得ない状況であることについてご理解をお願いします。</p> <p>なお、土地改良区の維持管理費の削減が難しい実情を踏まえ、経常的経費補助については極力確保を図っていきたいと考えています。</p>

項 目 名	単独小規模土地改良事業
所管部局・課室名	農政水産部 耕地課

市 町 名	市 町 の 意 見	県 の 考 え 方
1 市町	<p>削減後本年予算の 1 / 3 の規模になるため事業継続そのものが困難となるのではないかと。</p>	<p>用水管路の破裂や、揚水機の故障など、早急に手当てしないと被害が拡大するものなど緊急性の高いものに対して支援して参りたいと考えています。</p>

平成 22 年度当初予算編成に向けた事業見直しにかかる市町意見等および県の考え方

項 目 名	国営事業償還助成
所管部局・課室名	農政水産部 耕地課

市 町 名	市 町 の 意 見	県 の 考 え 方
1 市町	<p>再度の延伸であり、施設の耐用年数を上回る延伸期間であり、経営が健全とならず、期間の短縮、平成 22、23 年度の一部償還を再考されたい</p>	<p>ご指摘のとおり、再度の見直しであり、大変心苦しく思っているが、土地改良区正副理事長や事務連絡者会議等でも、誠意をもって説明申し上げ、ご理解していただくよう努めているところです。</p> <p>今後は、一時凍結に伴う土地改良区の借入金に係る利息相当分を含めた償還助成の誠実な履行に努めることとしているので、ご協力を賜りたいと考えています。</p>

## 平成 22 年度当初予算編成に向けた事業見直しにかかる市町意見等および県の考え方

項 目 名	輸送力・利便性向上整備費（滋賀県鉄軌道関連施設整備費補助金）
所管部局・課室名	土木交通部 交通政策課

市 町 名	市 町 の 意 見	県 の 考 え 方
1 市町	<p>今回の輸送力・利便性向上整備費の削減は、結果として滋賀県の責務だけが軽減されることになり、本市として納得できるものではない。</p> <p>厳しい財政状況の中にあっても国・県と協調してバリアフリー化をより一層推進していくために、補助率の引き上げと、補助率に対する満額の補助金の確保を強く要望する。</p>	<p>鉄道駅のバリアフリー化については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」やその基本方針に規定され推進されているところであり、その重要性は認識していますが、県財政が非常に厳しい状況の中で、個々の事業については、これまで以上に、事業の緊急性、必要性を見極め、また、事業費についても精査を行い、限られた予算の中で対応していきたいと考えています。</p> <p>なお、現行補助制度の補助率については、近隣他府県と比べても同水準にあり、十分なものと理解しており、引き上げについては考えていないところです。</p>



## 平成 22 年度当初予算編成に向けた事業見直しにかかる市町意見等および県の考え方

項 目 名	地方バス等対策費（地方バス路線維持費補助金）
所管部局・課室名	土木交通部交通政策課

市 町 名	市 町 の 意 見	県 の 考 え 方
17 市町	<p>一度白紙に戻し、あらためて協議の場を持っていただきたい。</p> <p>コミュニティバスが維持できない。減便、廃止につながる。被害は直接住民が被る。 現行制度を維持されたい。 H21 年 10 月からすでに補助年度に入っている。せめて H21 . 10 ~ H22 . 3 の間だけでも補助率を 2 / 5 にするなどの経過措置を設けられたい。 コミュニティバスの運行は、広域的事業であり県下全域の課題。 県が目指している「持続可能な社会づくり」の観点からも公共交通の確保は重要。 高齢者など交通弱者にとって、また、他に交通手段の少ない地域にとって、コミュニティバスの運行は欠かすことのできない施策。 現行制度の継続を強く求める。</p> <p>デマンドタクシー補助の拡充を求める。</p> <p>デマンドでの経費削減は困難である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後も長期にわたって巨額の財源不足が見込まれる中、ゼロベースでの見直しをせざるを得ない状況です。</li> <li>・ できる限り早い段階で、見直しの概要を示せるよう努めたところです。</li> <li>・ コミュニティバスの運行にあたっての財源として、県補助金の重要性は認識していますが、ゼロベースでの見直しの中、対象とせざるを得ないところです。</li> <li>・ 補助率は見直さざるを得ませんが、制度そのものは維持したいと考えており、これまで以上に、利用者を増やす取組や効率的な運行体系を構築するなどにより、地域の実情に応じた運行が維持できるよう努めていただきたいと考えています。</li> <li>・ 県としても、地域によっては効率的な運行に効果があると考えられるデマンド運行について、これまで以上に導入しやすい環境を整えていきたいと考えています。</li> <li>・ 危機的な財政状況の中にあっても、市町とも連携を深めながら、利用者を増やす取組みや効率的な運行が図られるよう工夫して参りたいと考えています。</li> <li>・ 導入にかかる経費の全額補助は困難ですが、これまで以上に導入しやすい環境を整えていきたいと考えています。</li> <li>・ デマンド運行が効果的と考えられ、また地域住民の方の合意形成が図られる場合には、選択肢の一つとしてデマンド運行があると認識しています。</li> </ul>

## 平成 22 年度当初予算編成に向けた事業見直しにかかる市町意見等および県の考え方

	<p>地域の実情に応じた制度の見直し など。 (高齢化率や過疎化率などの地域性を加味した補助体系 など)</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 今後の制度のあり方については、いろいろな意見をお聞きしながら、他県の補助制度等の状況等も踏まえ検討していきたいと考えています。</li><li>・ ゼロベースでの見直しの中、制度そのものは維持することとし、その上で、補助率の見直しを行ったところであり、ご理解をお願いします。</li></ul>
--	--	---

## 平成 22 年度当初予算編成に向けた事業見直しにかかる市町意見等および県の考え方

項 目 名	補助公共事業、単独公共事業、国直轄事業負担金
所管部局・課室名	土木交通部

市 町 名	市 町 の 意 見	県 の 考 え 方
6 市町	<p>本市から重点的に要望している事業の見直しについては、重点要望書を理解のうえ、安心・安全なまちづくりに必要な事業予算を確保されるよう要望する。</p> <p>地域の発展を支える基盤である公共事業費が削減されることで、経済の回復がさらに遅れることになりかねないと懸念する。</p> <p>先に示された削減内容では、個別の事業が明示されていない。具体的な削減内容を、予算編成に先だって、事前に協議をしていただきたい。これ以上の削減を行わず、むしろ早期に社会基盤の充実をされ、地域経済振興を下支えしていただきたい。</p> <p>(補助公共事業) 「新規着工を厳選し、進度調整を図りながら」との記述があるが、具体的にどの事業をどのように「厳選」し、「進度調整」たのか、具体的に明示されたい。</p> <p>長年地元と調整を重ねてきた事業の新規着手が見送られることとなると、今後の再開見通しが確定していないこともあり、地元の期待も裏切る結果ともなる。 また、現在整備中の路線にあっては、休止することなく早期完了を図られたい。</p> <p>(単独公共事業) 「施設の維持管理補修に要する経費から優先的に確保」した時に、単独公共事業費の改築事業に与える影響など、具体的に明示されたい。</p> <p>近年各地で発生しているゲリラ豪雨による洪水などを回避するためにも、積極的な</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然災害から県民の生命と財産を守るとともに、社会経済活動の持続可能な発展を支える社会資本整備を進めることを基本に施策を進めます。</li> <li>公共事業による地域経済の下支え効果に鑑み、長引く景気低迷により経営の厳しい県内建設事業者への影響を最小限に抑えられるよう、限られた財源の中で、事業費の確保に努めてまいります。</li> <li>県負担の少ない補助公共事業を積極的に活用することとし、道路、河川事業においては H21 当初並み事業費を確保するように努め、事業効果を早期に発現できる継続箇所の進捗を優先的に図ります。事業実施にあたっては、さらなるコスト縮減等により、工事の完了や着手の遅延への影響を抑えていきますが、国の予算措置の状況が明らかになっていない現時点では、具体的な事業予定箇所を示すことは困難です。</li> <li>既存の土木公共施設の安全かつ快適な利用と、防災施設としての機能を保つために、維持管理補修に要する経費から優先的に確保していきます。厳しい予算の制約はありますが、補助事業の活用やコスト縮減により、改築系事業に</li> </ul>

## 平成 22 年度当初予算編成に向けた事業見直しにかかる市町意見等および県の考え方

	<p>予算投資を行なうべきであり、県民が安全に生活・行動していくなかで最低限の環境整備を行うために維持管理補修費の増額と継続事業の早期完了を図るための予算を確保されたい。</p> <p>(国直轄事業負担金)</p> <p>「着工範囲の厳選や進度調整」を具体的にどの事業をどのように「厳選」し、「進度調整」たのか、具体的に明示されたい。「国の維持管理水準の見直し」をするとのことだが、「見直し」の仕方によって、市民生活への影響も懸念されることから、具体的な見直し方針を示されたい。</p> <p>今回示された県の事業見直しとなる直轄事業負担金の対象事業が明らかにされていないが、国においても直轄事業負担金制度が廃止される動きがあり、県予算において直轄事業負担金が削減されることにより、路線の整備に影響が生じないよう図られたい。</p> <p>(道路関係)</p> <p>現在、事業を実施している継続路線や今後計画されている路線については、今回の事業の見直しに伴い、工事の完了や着手が遅れないよう、予算の確保に努めていただきたい。</p> <p>滋賀県の道路整備状況は全国レベルから見て極めて低位にあり、本来ならば全国レベルまで到達する事業実施・予算確保が必要である。特に、地方における幹線道路の自転車・歩行者の安全確保のため自歩道の整備は急務である。</p> <p>また、道路補修においては、道路沿線の住宅への振動の減少対策、交通事故の発生が懸念される区域についての未然防止対策などの対策が急務である。</p> <p>県の示された「新規事業の厳選基準」「継続事業の基準」は何を持って決めるのか。現行の道路整備アクションプログラムの完全実施も無理ではないか。</p> <p>事業の計画付けについては、各市町内での県道整備要望順位を十分に把握して計画付けされたい。</p> <p>(河川関係)</p> <p>緊急に改修を必要とする 1 級河川の計画的な整備を実施されるとともに、土砂の浚</p>	<p>ついても中長期計画の優先度に基づき着実に事業を進められるよう努めますが、具体的な事業予定箇所の設定は、今後の予算編成作業等を経て行うこととしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の平成 22 年度予算の枠組みや直轄事業負担金制度廃止の動向を注視し、方針等が明確に示された時点で、県民生活に必要な事業の実施と県負担の軽減が図られることを基本に、具体的な国との調整を進めます。</li> <li>・ 改築系事業および交通安全系事業は道路整備アクションプログラムを基本に、事業費の範囲で特に緊急性や必要性の高い箇所を厳しく見極めた上で事業実施していきます。今後はより一層のコスト縮減等により、アクションプログラムの計画的な実施が図れるよう努めます。</li> <li>・ 滋賀県中長期整備実施河川の検討で示した優先順位に基</li> </ul>
--	--	---

## 平成 22 年度当初予算編成に向けた事業見直しにかかる市町意見等および県の考え方

	<p>渾や木・竹・草の伐採について、定期的に浚渫するなど適正な維持管理に努められたい。</p> <p>河川改修については早期に事業整備区域まで到達できるよう予算を確保されたい。 Tランク河川にあっては、一定の保全水準を維持するために優先的に予算を確保されたい。</p> <p>施設の維持管理面からすると、堤防施設等が日常的に管理できるよう草刈・伐木は必要であり、地域住民の河川愛護精神に基づく作業者の年齢も高齢化している状況から、今以上に県の支援策を願う。</p> <p>(砂防関係)</p> <p>砂防課所管の補助ならびに単独急傾斜崩壊対策事業については、土砂災害警戒区域が多数存在し、地元から防災施設整備の要望が強いことから、今後も急傾斜地崩壊対策事業は、現水準での推進が必要不可欠である。</p>	<p>づき整備を進めます。うち、Tランク河川については、河川特性から一連区間を決めて区間割りし、緊急度の高い箇所から優先的に対策を実施します。</p> <p>また、維持管理についても草木伐開、浚渫、護岸補修を緊急性の高い箇所から優先的に実施します。</p> <p>・ 国庫補助事業を最大限有効に活用し、緊急度の高い箇所から優先に整備を実施し、危険箇所の解消に努めます。また、市町急傾斜地崩壊対策事業費補助事業については、H21当初予算水準の維持に努めます。</p>
--	---	--

## 平成 22 年度当初予算編成に向けた事業見直しにかかる市町意見等および県の考え方

項 目 名	補助交通安全施設整備事業、単独交通安全施設整備事業
所管部局・課室名	警察本部

市 町 名	市 町 の 意 見	県 の 考 え 方
3市町	<p>補助交通安全施設整備事業、単独交通安全施設整備事業                      現在、一定の交通安全施設が整備されていない中での交通安全施設整備事業費の削減は「県民の安心と安全を守る」ことに反することとなり、県民の理解等が得られないと考えられるので、再考されたい。</p> <p>補助交通安全施設                      住民からの信号機設置等の要望は、一時的に市町が窓口として取りまとめていること、交通安全に関しては、県が第8次滋賀県交通安全計画において道路交通環境の整備を取り上げていること、県の交通安全施設整備事業予算は全国と比較して極端に低く最下位であること、本事業が県民の安全安心に密接に関連する事業である点などを踏まえ、拡大・充実の方向を再考願いたい。</p> <p>単独交通安全施設整備事業                      安全で安心して通行できる道路交通の環境整備を行うため、信号機の設置や各種交通規制の実施等、効果的施策としての交通安全施設整備は欠かすことができないものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 信号機をはじめとした交通安全施設については、県民を悲惨な交通事故から守るために大変重要なものと考えています。</li> <li>・ 危機的な財政状況の下では、交通安全施設整備事業の予算についても一定の削減をしなければならないことをご理解いただき、このような制約の下ではありますが、交通安全施設整備による交通事故防止対策を真に実効あるものとするため、信号機を含め一時停止規制や道路管理者による安全対策等を総合的に判断して、現場に適した対策を講じるよう最大限の努力をしてみたい。</li> </ul>

平成 22 年度当初予算編成に向けた事業見直しにかかる市町意見等および県の考え方

項 目 名	教育力特別強化事業
所管部局・課室名	教育委員会 教育総務課

市 町 名	市 町 の 意 見	県 の 考 え 方
4 市町	引き続き安定した教育力を確保し、県内の教育水準の統一を堅持するため、事業を継続するか県費教職員を町に派遣する新たな制度を創設されたい。	<p>地方分権推進の本旨を踏まえ、県費負担による充て指導主事の派遣制度は、平成 18 年度末をもって廃止したところで</p> <p>す。</p> <p>これまで派遣制度が担ってきた役割を、今後、町において責任を持って果たしていただくということが、当時の廃止の趣旨であります。ただ、所管する小中学校が少ない町教育委員会では、効率性などの観点から、さまざまな教育課題に専門的な立場で対応できる常勤の教育職員を置くことが困難であることから、これに要する経費の一部を補助する「教育力特別強化事業補助金」を平成 19 年度から実施してまいりました。</p> <p>本補助金は、当面の課題として、市部と町部の格差なく、県全体の教育水準の維持、向上を図る観点から、町の負担増の緩和策として 3 年間に限って実施するものであることから、この制度の維持、およびこの制度に代わる新たな制度の創設は困難であり、ご理解をお願いします。</p>

## 平成 22 年度当初予算編成に向けた事業見直しにかかる市町意見等および県の考え方

項 目 名	子ども輝き人権教育推進事業
所管部局・課室名	教育委員会 人権教育課

市 町 名	市 町 の 意 見	県 の 考 え 方
2 市町	<p>事業対象学区においては、長期欠席児童生徒や進路の対策などまだまだ取り組みが必要であることから、当事業の重要性を十分考慮し、当事業の予算については、現状維持をされたい。</p> <p>教育委員会から地区の子ども輝き推進会議に委託している事業であり、同会議に協力を求めることとなる。</p> <p>県内全校において実施されていたものが選ばれた一部の学校のみが対象となる。</p>	<p>「子ども輝き人権教育推進事業」は、教育上の課題が重なって現われ、特に配慮が必要と認められる中学校区で、学校や地域社会が一体的に取り組むことにより、子どもの人権が大切にされる環境づくりをめざす重要な事業であると考えています。</p> <p>こうしたことから、事業見直しにあたって事業継続を前提としながらも、県の財政状況に鑑み、やむを得ず額の見直しを行ったものであり、ご理解をお願いします。また、あわせて、それぞれの学区でこれまでに整備されてきた学区推進会議を中心に一層、創意工夫ある取り組みを進めていただくようお願いします。</p> <p>なお事業の成果は、ブロック別交流研究会等により県内全体に広げていきたいと考えています。</p>

項 目 名	人権感覚あふれる学校づくり促進事業
所管部局・課室名	教育委員会 人権教育課

市 町 名	市 町 の 意 見	県 の 考 え 方
1 市町	<p>来年度も引き続き本事業を受けることで、一つひとつの取り組みを充実させるとともに、相互が機能的に結びつき、他者への思いやりや自尊感情をよりいっそう育てられるようにしたいので予算を継続されたい。</p> <p>県内全校において実施されていたものが選ばれた一部の学校のみが対象となる。</p>	<p>「人権感覚あふれる学校づくり促進事業」は、中学校を核として整備してきた地域ネット体制を活用しつつ、小学校等を中心に子どもの発達段階に配慮したカリキュラムを開発し、系統的・継続的な人権教育の推進を図ろうとするものですが、1期2年の2期目を今年度終えるところであり、一定研究成果の広がりが見られたところです。</p> <p>次年度はこれまでの研究成果の広がりや市町のニーズ等も勘案しながら実施する予定であるので、ご理解をお願いします。</p> <p>なお事業の成果は、様々な方法により県内全体に広げていきたいと考えています。</p>



平成 22 年度当初予算編成に向けた事業見直しにかかる市町意見等および県の考え方

項 目 名	地域総合センター職員配置補助
所管部局・課室名	教育委員会 人権教育課

市 町 名	市 町 の 意 見	県 の 考 え 方
3市町	<p>地域課題改善のために教育事業の後退につながらないよう、現場の実情を把握し教育事業を担当する職員への補助を継続されるよう要望する。</p>	<p>「地域総合センター教育事業担当職員設置費補助」は、「地域総合センター運営要綱」に基づき市町が設置する地域総合センター（以下「センター」という。）のうち、特に教育的機能の強化が必要と認められるセンターに対し補助しているものです。</p> <p>地域の教育課題が、多様化、複雑化するなかで、課題解決に向けて必要な補助事業であると考えており、平成 22 年度においても、財政状況が非常に厳しいなかですが、市町の設置状況も踏まえながら補助を継続していきたいと考えています。</p>

項 目 名	放課後子ども教育推進事業
所管部局・課室名	教育委員会 生涯学習課

市 町 名	市 町 の 意 見	県 の 考 え 方
2市町	<p>地域で子どもを育てる環境の整備と子どもを中心とした地域住民の交流を推進し、地域のコミュニティづくりにつながることから、さらに推進していくことが必要である。</p> <p>見直しにより、事業を地域に定着させ、さらに活発に活動を広げていくことが困難になるので、予算の効率的な執行という名のもとに、総額削減のないようされたい。</p>	<p>財政状況が厳しい中ですが、来年度も引き続き、市町における事業実施の意向に応じられるよう、予算の確保に努めていきたいと考えています。</p>

## 平成 22 年度当初予算編成に向けた事業見直しにかかる市町意見等および県の考え方

項 目 名	学校教育関連事業の見直し
所管部局・課室名	教育委員会 学校教育課

市 町 名	市 町 の 意 見	県 の 考 え 方
6 市町	<p>中学生保護者支援員配置事業、スクールカウンセラー、小学校心のオアシス相談員配置事業</p> <p>全面的な廃止や縮減は、さまざまな悩みをもつ児童が専門的に支援を受けることができなくなる等、児童の健全な育成に関してその影響は計り知れないものがあり、配置事業の復活を強く要望する。</p> <p>心のオアシス相談員配置事業</p> <p>心の悩みやストレスをもつ児童が年々増加しており、学校体制としても充実した支援が整いつつある中、突然の事業廃止は、現場での指導体制を後退させることとなり教育現場への多大な影響が懸念されることから、支援体制の継続を求める。</p> <p>スクールカウンセラー配置事業</p> <p>今後においても専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーは、学校において必要不可欠な存在であり、配置校ならびに配置時間の拡大を強く要望する。</p>	<p>小学校心のオアシス相談員は、限られた小学校ではありますが、不登校傾向にある児童などへの個別支援を目的に実施してきました。しかし予算の見直しの中で、より総括的・効果的な不登校対策のために、専門家の指導も仰ぎながら子どもが置かれている様々な環境に教職員が注目し、その改善・調整を図る実践力を身につける事業を今後検討していきたいと考えています。</p> <p>中学生保護者支援員については、保護者支援に連動して子どもへの関わりが必要な事案が多く、配置時間が限られた支援員では継続的な支援が困難な状況がありました。また、各学校に配置したスクールカウンセラーの方が、より学校に根付いた支援が可能であることから、今後はスクールカウンセラーが保護者への直接支援も行うことができるようにし、保護者支援に特化した事業は廃止することとしました。</p> <p>スクールカウンセラー配置事業については、今回見直しをすることとしていますが、今後国の施策の動向を見ながら、子どもたちへの支援を今後も充分図れるよう検討していきたいと考えています。</p>

## 平成 22 年度当初予算編成に向けた事業見直しにかかる市町意見等および県の考え方

項 目 名	団体助成の見直し
所管部局・課室名	教育委員会 スポーツ健康課

市 町 名	市 町 の 意 見	県 の 考 え 方
1 市町	滋賀県中学校体育連盟への助成見直しに伴い、市の連盟加盟負担金の増額がないようにされたい。	滋賀県中学校体育連盟に対して、来年度においては市町の連盟加盟負担金を増額することがないように指導していきたいと考えています。

項 目 名	生涯学習関連事業の見直し（県立図書館の図書資料購入費の縮減）
所管部局・課室名	教育委員会 図書館

市 町 名	市 町 の 意 見	県 の 考 え 方
7 市町	<p>市町立図書館の運営は市町の単独事業ではあるが、限られた図書資料費で資料を有効に運用するため、県立図書館を核とした県下市町立図書館同士で資料相互貸出のネットワークを確立しているところである。</p> <p>県立図書館の協力貸出によって支えられている県内の 48 館の公共図書館が、住民に対して行っている資料提供機能が著しく後退することのないよう、県立図書館の図書資料購入費の縮減額をできるだけ圧縮されたい。</p>	<p>県立図書館の基本的な役割は直接来館者に対するサービスだけでなく、市町立図書館を通じて広く県民に資料を提供することにある。</p> <p>このため、蔵書構成方針に基づき、図書資料の収集整備を図り、蔵書の充実を努めてきましたが、現在、非常に厳しい財政状況にあり、図書資料の充実が難しい状況にあります。</p> <p>しかしながら、県立図書館の基本的機能である市町立図書館へのバックアップが今後も的確に行われるよう、引き続き努力していきたいと考えています。</p>

## 平成 22 年度当初予算編成に向けた事業見直しにかかる市町意見等および県の考え方

項 目 名	指定文化財保存修理等補助事業
所管部局・課室名	教育委員会 文化財保護課

市 町 名	市 町 の 意 見	県 の 考 え 方
6 市町	<p>提示された補助の適用範囲（個人住宅に限定）では、補助がほとんど受けられない内容となっている。市民等のトラブル回避のためにも適用範囲の拡大をお願いした埋蔵文化財発掘調査補助金の減額は、埋蔵文化財保護行政の根幹をゆるがすものであり容認できない。</p> <p>「埋蔵文化財緊急発掘調査事業」については、事業の緊急性を考慮して、県費補助の対象を個人住宅に限定せず、従来どおりの補助対象にされたい。</p> <p>（埋蔵文化財発掘調査事業） 緊急調査費については問題ないと思われるが、整理業務が来年度最終年度を迎えているため事業完了に重大な支障を来すため継続事業は認めるよう再考を求めるものである。</p> <p>試掘・確認調査は、国（文化庁）・県ともに遺跡の状況把握のための主要な手法として活用を求めているものであり、埋蔵文化財保護行政の円滑な執行を進める上での不可欠な手段となっている。その費用については、文化財担当部門が補助金を受けて負担することが定着している。今回の見直しは、それらの対応に支障と混乱をきたし、また個人の専用（自己用）住宅建設に伴う発掘調査にあたっては、個人に対して新たな負担増を生じさせるなど行政サービスの低下を招くと考える。</p> <p>大幅な縮減により、緊急事業が圧迫されないよう要望する。 また、更なる緊縮が今後行われないよう要望する。</p> <p>国の文化財指定を視野に入れ、貴重な文化財としての保護を第一義的な目的としているが、滋賀の特性を活かした観光の推進を進めるのであれば、補助対象事業費の縮減等は行わないでいただきたい。</p> <p>（文化財保護助成事業） 既に従来から小修理事業への補助を数年間連続して凍結しており、所有者から改善要望が多いなか、本格修理への補助が不可能となれば、所有者負担も限界となり損傷した文化財が放置され更に劣悪な状況となるため再考を求める。v</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「埋蔵文化財緊急発掘調査費」については文化財保護行政の根幹をなすもので、重要遺跡を保護し、円滑な開発協議を進めるため、また、個人の住宅建設に対する県民の負担を軽減するため、必要な制度として定着しているものであることは十分理解をしています。 しかしながら、現下の厳しい県の財政状況から、補助率については維持しながらも、平成 22 年度は事業費を減じざるを得ない状況にあり、緊急性の高い個人住宅に伴う発掘調査や民間開発に伴う確認調査を優先させることとしたいと考えています。</li> <li>今後とも可能な限り市町の要望に沿うように取り組んでいきたいと考えています。</li> <li>県の厳しい財政事情から、指定文化財の保存修理を優先することとし、小修理については、所有者とも相談のうえ、修理方法の提案や養生等個別に対応していきたいと考えています。</li> </ul>

## 平成 22 年度当初予算編成に向けた事業見直しにかかる市町意見等および県の考え方

項 目 名	小1複数指導
所管部局・課室名	教育委員会 教職員課

市 町 名	市 町 の 意 見	県 の 考 え 方
1 市町	<p>緊急雇用対策では平成 23 年度以降の見通しがまったく立たず、また、失業者の雇用創出を目的とした緊急雇用対策では雇用期間の問題や優れた人材の確保という点で制約も多い。</p> <p>学校現場も児童の保護者もその効果を高く評価している「小1複数」については、教育委員会所管の事業として是非とも復活を要望する。</p>	<p>「小1複数指導」は、本県の少人数教育の一環として実施してきたところであり、廃止による一定の教育環境の後退の懸念などもいただいたところですが、本年度、各市町主体で実施される「小1すこやか支援員事業」に替わり、その成果を期待しているところです。</p> <p>各市町からは、すこやか支援員は、指導教科の制限もなく、学習準備や着替え、教室移動、給食の配膳や・後片付けなどの生活支援の面で柔軟な対応ができ、それぞれの支援員の良さを発揮しながらきめ細かな対応ができている等の声もいただいています。</p> <p>今後、各市町独自の事業展開の中で、更なる成果を上げられることを期待しているところです。</p> <p>県においては、少人数教育の更なる充実をめざし、昨年から国への政策提案をする中で、学級編制の標準の引き下げに併せて、小学校低学年や中学校でのきめ細かな指導が継続するよう、少人数指導加配を含めて教職員配置の拡充措置を要望しているところでありご理解をお願いします。</p>

## 平成 22 年度当初予算編成に向けた事業見直しにかかる市町意見等および県の考え方

項 目 名	中学生チャレンジウィーク事業補助金
所管部局・課室名	教育委員会 学校教育課

市 町 名	市 町 の 意 見	県 の 考 え 方
1 市町	<p>自治振興交付金となり、事業費の配分については他の一般行政経費との関係から確実に必要経費が確保されたものではなくなったため、改めて教育委員会所管の補助事業として予算確保に努めて頂くよう要望する。</p> <p>県が推奨される中学生チャレンジウィーク事業であることから、事業実施に伴い発生している保護者負担や市費負担部分についても全額県費補助金で賄えるよう見直しを要望する。</p>	<p>平成 18 年度から補助事業として始まった中学校チャレンジウィーク事業は、平成 22 年度には 5 年目を迎えることになり、当初の予定では事業の見直し検討の時期を迎えることとなります。しかし、平成 21 年度より自治振興交付金の対象事業として組み入れたことにより、今後も本事業の展開が可能となったことから、事業趣旨に則った取組みとなるようお願いしたいと考えています。</p> <p>なお、中学生チャレンジウィーク事業については教育委員会所管の補助事業であったときと同じく、算入限度額について 1 クラスの上限を 3 万円としており、自治振興交付金においても特定事業として位置づけられています。</p> <p>県財政が逼迫している中、現時点では自治振興交付金における、1 クラス上限 3 万円での実施をお願いしたいと考えています。</p>

項 目 名	県有史跡地（近江風土記の丘）維持管理費
所管部局・課室名	教育委員会 文化財保護課

市 町 名	市 町 の 意 見	県 の 考 え 方
1 市町	<p>特別史跡安土城跡、史跡大中の湖南遺跡、史跡観音寺城跡については、除草等を年 2 回行っているため、適切な維持管理がなされている。</p> <p>今年、安土城跡の来訪者が著しく増加し、今後も増加が見込まれるため、適切な維持管理を継続して行うため、現状での予算配分を要望する。</p>	<p>近江風土記の丘の各史跡については、地元の皆様のご協力により適切な維持管理に努めてまいったところです。しかしながら、現下の財政状況は非常に厳しく、各史跡の除草等についても、最も草が繁茂する夏場の除草に重点を置くなど、適切に対応ができるよう努めて参りたいと考えています。</p>